不服申立て事案答申第253号

不服申立て事案諮問第265号

件名:質問書に対する回答書の不開示(不存在)決定に関する件

答申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長(以下「処分庁」という。)が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報(以下「本件請求対象保有個人情報」という。)の開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。 以下「法」という。)に基づき審査請求人が令和5年7月12日付けで行った保有 個人情報開示請求に対し、処分庁が同月26日付けで行った不開示決定について、 該当する文書が存在するため開示を求めるというものである。

- (2) 審査請求の理由 (略)
- 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(7) 保有個人情報開示請求の受理

令和5年7月12日、審査請求人はA警察署において、同人が令和5年6月15日にA警察署長宛てに提出した質問書に係る「回答書」等の開示を求める保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、

「私は、令和 5 年 6 月 15 日 A 警察署長あてに質問書を提出しました。そ こで

- ① 私が提出した「質問書」
- ② 「回答書」
- ③ 質問書に対し、どのような対応処理をきめた「決裁書」と記載されていた。

(イ) 開示請求に係る保有個人情報の特定

本件開示請求の『③質問書に対し、どのような対応処理をきめた「決裁書」』 について探索を実施したところ、A警察署で保管する警察安全相談等・苦情 取扱票(令和5年6月15日受理)が当該質問書への対応状況が記載された 書類であると判明したことから、同取扱票の内容を確認した。

審査請求人が発した質問書は、証拠物件保存簿(平成 24 年第 10 号・第 47 号)に関して

- 1 「所有者又は差出人の住居及び氏名」が異なるのはなぜですか。
- 2 「本保管年月日」が異なる理由。
- 3 「備考欄」に庁外保管と記載されているが、どこに保管されているのか。

と記載されていた。この質問事項3点はA警察署が当該質問書を受け取る以前に、審査請求人から口頭で質問を受けていたものであり、それに対してA警察署員により口頭で回答されていたことが確認された。

さらに、同取扱票内には「文書での回答は行わないこととする。」と記載 されており、A 警察署長まで報告された上、所属長指揮事項に「了解」と記 載されていた。

よって、当該質問書に対する回答書は作成されておらず、本件審査請求 に係る保有個人情報は存在しないことを確認した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件保有個人情報は保有していないため、法第82条第2項の 規定に基づき、開示をしない旨の決定をし、本件決定通知書(令和5年7月26日付け務住発第2767号)により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

本件保有個人情報については、(1)ア(4)のとおり、作成されていないため、 保有していないものである。

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されている。

よって、本件処分は、不存在のため不開示としたものであり、法の規定に 基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「質問書が存在するのに、回答書が不存在なのは不合理であり、 存在するはずなので、開示を求める」と主張している。

しかしながら、当該質問書を受理した A 警察署においては、「文書で回答を行わない」との判断がなされていることから、回答書が作成されていないことは明

らかであり、不存在のため不開示決定をした本件処分は法の規定に基づく適正な 処分であり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求 に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求 は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が処分庁に提出した令和5年6月15日付け質問書に対する回答書である。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

処分庁によれば、審査請求人が提出した令和 5 年 6 月 15 日付け質問書の処理 結果については、警察安全相談等・苦情取扱票(令和 5 年 6 月 15 日受理のもの) に記載されており、当該質問書の質問内容は、A 警察署が当該質問書を受け取る 以前に審査請求人から口頭で質問を受けていたもので、それに対して A 警察署員 から審査請求人に対して口頭で回答していたことから、文書での回答は行わない こととしたとのことである。

当審議会において処分庁から提出された警察安全相談等・苦情取扱票(令和5年6月15日受理のもの)の内容を確認したところ、申出の要旨及び受理時における取扱状況欄に「文書での回答は行わないこととする。」との記載があり、さらに所属長指揮事項欄に「了解」と記載されていることから、解決したものとして処理されていることが認められる。

これらのことからすれば、本件請求対象保有個人情報は存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は令和5年6月15日A警察署長あてに質問書を提出しました。 そこで②「回答書」

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 9.27	諮問(弁明書の写しを添付)
6.11.11 (第 243 回審議会)	審議
6.12.16 (第 244 回審議会)	審議
7. 1.29	答申